

戸田市防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 責務（第5条—第8条）

第3章 予防対策（第9条—第14条）

第4章 応急対策（第15条—第17条）

第5章 復旧・復興対策（第18条）

第6章 他の地方公共団体等との連携・支援（第19条・第20条）

附則

戸田市は、荒川によって形成された沖積平野に位置しているため、荒川の氾濫による市域全体の浸水や、大地震による広範囲での液状化現象が発生し、被害が甚大となることが想定されます。

このため、戸田市においては、被害が広範囲に及びやすいという地形的条件を考慮して、市民の生命、尊厳及び財産を守ることができるよう、災害に対する備えを日頃から整えていくことが急務となっています。

防災には、市民一人ひとりの実践と市民が連携した活動、市の最大限の対策が欠かせません。そこで、防災対策の更なる向上のため、市民や事業者、市及び議会の責務と役割を明確化し、一体となって防災対策に取り組めるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自助・共助・公助の考え方の下に、市民の生命、尊厳及び財産を守る上での基本理念と、防災対策に関する市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明らかにし、防災に関する基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、災害に強いまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を

防ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。

- (3) 自助 市民及び事業者が自ら防災に取り組むことをいう。
- (4) 共助 市民及び事業者が地域住民と協力して防災に取り組むことをいう。
- (5) 公助 市、消防、警察等の行政機関が防災対策に取り組むことをいう。
- (6) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号ロに規定する計画をいう。
- (7) 受援計画 災害時に外部からの応援を受け入れて、効果的に活用するために策定する市の計画をいう。
- (8) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (9) 事業者 市内で事業を営むものをいう。
- (10) 自主防災組織 防災を目的に、町会・自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。
- (11) 防災関係機関 消防、警察等の防災対策を実施する国及び埼玉県の行政機関並びに災害対策基本法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (12) 帰宅困難者 災害が発生したことにより、外出先からの帰宅又は目的地への到達が困難になった者をいう。
- (13) 災害時要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、災害時の避難又は避難所等において配慮を要するものをいう。
- (14) 分散避難 被災していない地域の親戚宅、知人宅、宿泊施設等へ避難することをいう。
- (15) 在宅避難 自宅の安全が確認できる場合に、避難場所、避難所等に行かず自宅にとどまることをいう。
- (16) 避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、身を守るために一時的に滞在する市が指定した場所又は施設をいう。
- (17) 避難所 災害から身を守るために市民等が避難し、一定期間滞在する市が指定した施設をいう。

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき災害に備えなければならない。

- (1) 自助・共助・公助一体として災害に立ち向かうこと。

- (2) 災害による被害を最小限にとどめることを基本に防災に取り組むこと。
 - (3) 災害時要配慮者その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮し、個人としての尊厳を重んじるよう努めること。
 - (4) 防災に関する知識及び技術を習熟し、災害への対応力を高めるとともに、助け合いの精神を育むことで、常に時代の変化に合わせ、これらを継承していくよう努めること。
- (地域防災計画への反映)

第4条 市は、この条例の基本理念を地域防災計画に反映させなければならない。

第2章 責務

(市民の責務)

第5条 市民は、災害時において、自身及び家族の安全を確保するために必要な備えを整えるとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

- 2 市民は、災害時において、相互に協力し防災に取り組むことができるよう、日常から地域での助け合いに努めるものとする。
- 3 市民は、市、防災関係機関、自主防災組織、事業者等が実施する防災対策について協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員、事業所等への来訪者及び地域住民の安全を確保するために施設及び設備に対し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合の対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得するため、必要な研修、訓練等を実施するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、市民及び自主防災組織と連携し、市、防災関係機関等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、国、埼玉県、市民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携し、総合的な防災対策の推進を図らなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、防災意識の高揚及び災害への備え等の充実に
を因するため、必要な情報を提供し、共有しなければならない。
- 3 市は、自主防災組織の充実に向けて支援を行うとともに、市民及び事業者
の自発的な防災の促進を図らなければならない。
- 4 市は、国及び埼玉県と連携し、道路、河川、公園等の都市基盤の整備その
他あらゆる事業を通じて、災害に強いまちづくりを推進するものとする。
- 5 市は、管理する施設、設備等の安全性の確保を図るとともに、建築物の耐
震化の促進について、埼玉県と連携した指導、助言、支援等により、災害に
強いまちづくりを推進するものとする。

(議会の責務)

第8条 議会は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を
最小限にとどめるため、防災に関する調査及び研究を行い、市の防災対策へ
の助言及び提言を行わなければならない。

- 2 議会は、国及び埼玉県の動向を踏まえ、市の防災対策の執行の監視及び評
価に努めなければならない。
- 3 議会は、災害時に議会災害対策支援本部を設置し、市の災害対策本部と協
力して市内の被害の状況に関する情報の収集及び整理をし、災害に関する必
要な情報を市民に発信するよう努めなければならない。
- 4 議会は、国、埼玉県及び市への災害復旧の推進及び支援活動の実施並びに
調整を働きかけ、早期の復旧及び復興が実現されるよう努めなければなら
ない。

第3章 予防対策

(防災教育の推進)

第9条 市民及び事業者は、災害はいつでも起こり得るという認識の下、日頃
の防災意識の高揚とともに、防災に関する知識及び技術の習熟に努めるもの
とする。

- 2 市は、市民、事業者及び自主防災組織に対し、学校教育を含むあらゆる機
会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための防災教育を支援
するものとする。
- 3 市は、防災活動を支える人材を育成するための防災教育を実施するもの
とする。
- 4 市は、市職員等に対し、災害時に適切に対応できるよう、日頃から職務に

対応した防災教育を実施するものとする。

(防災訓練の実施)

第10条 市は、自主防災組織及び防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、
検証によって不断の見直しを行うものとする。

2 市は、自主防災組織が実施する防災訓練に対し積極的な支援及び協力を行
うものとする。

3 市民及び事業者は、災害発生時にとるべき行動を学び、日頃の備えを確か
なものとするため、市、自主防災組織、事業者等が実施する防災訓練に積極
的に参加するよう努めるものとする。

4 市は、災害発生時に適切に対応できるよう市職員等に対し定期的に防災訓
練を実施するものとする。

(災害への備え)

第11条 市民は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

(1) 家族等の安否確認手段の確保

(2) 災害情報の入手手段の確保

(3) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認

(4) 家族構成、健康状態等を考慮した3日分以上の食料及び飲料並びに非常
持出品の確保

(5) 家具等の転倒及び落下防止対策の徹底

(6) 自宅の耐震性の確保

(7) 災害時における帰宅経路等の確認

(8) その他災害に必要な備え

2 事業者は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

(1) 従業員等の安否確認手段の確保

(2) 災害情報の入手手段の確保

(3) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認

(4) 従業員等の人数を考慮した3日分以上の食料及び飲料の確保

(5) 設備等の転倒及び落下防止対策の徹底

(6) 事業所等の耐震性の確保

(7) その他災害に必要な備え

3 市民及び事業者は、前2項の規定による取組事項の状況について、定期的
に確認するよう努めるものとする。

4 市は、次に掲げる事項に取り組まなければならない。

- (1) 情報の収集、整理及び提供並びに共有体制の充実及び強化
- (2) 備蓄体制の充実及び強化
- (3) 応援受入体制の整備
- (4) 公共施設の強^{じん}靱化
- (5) 必要な物資の供給及び輸送体制の確立
- (6) 避難場所及び避難所の指定並びに避難所運営手順の策定
- (7) その他災害に必要な備え

(自主防災活動)

第12条 市民及び事業者は、自主的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

2 市は、自主防災組織への支援及び協力を積極的に行うものとする。

3 自主防災組織は、自主防災活動において中心的な役割を担う人材の育成を行うとともに、様々な人が参加し、活動しやすい環境を醸成するために、日頃から地域住民との連携を深めるよう努めるものとする。

(ボランティア等の活動推進)

第13条 市は、災害時のボランティア活動への参加が促進されるよう、日頃から普及啓発を行うよう努めなければならない。

2 市は、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会と連携し、災害時における外部からの支援を積極的に受け入れられるよう災害ボランティアセンター等の設置その他活動環境の整備に努めなければならない。

3 市は、外部からの支援を生かすため、支援を受けるための体制を整えるとともに、災害時には積極的に情報を発信し、又は共有するよう努めなければならない。

(災害時要配慮者への支援)

第14条 市は、災害時において災害時要配慮者の支援を的確に行うために必要な情報の収集及び整理を実施するとともに、自主防災組織、防災関係機関等と共有しなければならない。

2 市は、災害時要配慮者に対し災害時における避難行動及び避難生活に関する情報を提供し、災害時要配慮者、医療・福祉関係者、自主防災組織その他の関係機関との連携が深まるよう努めなければならない。

- 3 市民、事業者、自主防災組織、医療・福祉関係者等は、災害時要配慮者の安否確認、救出・救助、避難誘導等の支援のため、日頃から地域の災害時要配慮者と顔の見える関係を築くよう努めるものとする。

第4章 応急対策

(応急対策の実施)

第15条 市は、災害時において防災関係機関と連携し、救援活動、応急復旧活動その他あらゆる手段を通じて市民の生命、尊厳及び財産を守るものとする。

- 2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民、事業者、自主防災組織等に対し、速やかに避難及び被害の状況、応急対策等に関する情報を提供するものとする。

- 3 市民、事業者、自主防災組織等は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時の情報の収集及び共有
- (2) 出火防止及び初期の消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 地域住民同士の避難の呼び掛け及び支援
- (5) 災害時要配慮者への支援
- (6) 帰宅困難者への支援
- (7) その他必要な応急対策

(避難及び避難生活)

第16条 市は、災害が発生するおそれがある場合、市民、事業者等に対し早期避難を促さなければならない。

- 2 市は、災害時においても避難場所及び避難所に必要な物資を補充するよう努めなければならない。

- 3 市は、避難所の運営に当たっては、施設管理者、自主防災組織、ボランティア等と連携し、地域の主体的な取組を尊重するとともに、災害時要配慮者その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮し、感染症対策を含め、避難者が安全で健康に配慮された避難生活を営めるよう努めなければならない。

- 4 市民は、災害の種類及び各自が置かれた状況を踏まえ、少人数による分散避難若しくは在宅避難、避難場所・避難所への避難を開始し、身の安全を確

保することに努めなければならない。

- 5 事業者は、災害の種類及び各自が置かれた状況を踏まえ、従業員及び事業所等への来訪者等に対し、少人数による分散避難若しくは在宅避難、避難場所又は避難所への避難を開始し、身の安全を確保するよう促すことに努めなければならない。

(帰宅困難者への支援等)

第17条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供等の必要な支援を行うものとする。

- 2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市民は、帰宅困難者となった場合、自らの安全を確保するとともに、むやみに移動せずに帰宅困難となった場所における自治体、事業者等が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

第5章 復旧・復興対策

(復旧・復興対策)

第18条 市は、災害によって被害を受けた場合、市民生活の早期再建を図るために、国、埼玉県及び防災関係機関と連携し、計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。この場合において、市民、事業者が自ら取り組む生活再建、事業継続等に対し必要な支援を関係機関と連携して行うものとする。

- 2 市民は、自ら生活再建を図るとともに、市が実施する復旧及び復興の取組に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自ら事業の継続又は再開を図るとともに、市が実施する復旧及び復興の取組に協力するよう努めるものとする。

第6章 他の地方公共団体等との連携・支援

(受援計画及び防災に係る協定の締結)

第19条 市は、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れることができるよう受援計画を定めるとともに、あらかじめ防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

(他の被災地等に対する支援)

第20条 市は、市外で災害が発生した場合、その被害が甚大であり支援が必要と認めるときは、応急対策、復旧対策及び復興対策の支援を行うものとする。

る。

- 2 市民及び事業者は、市外で災害が発生した場合、被災地に対し、可能な範囲で支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。